

# 請願・陳情参考資料

平成 25 年 2 月 22 日

未来づくり推進局

受理番号 (受理年月日)	所 管	件名及び提出者	現 状 と 県 の 取 組 状 況								
23年-16 (H23.11.24)	未 来 づくり 推 進	<p>TPP参加に向けた関係各国との協議を中止することを求める意見書の提出について</p> <p>鳥取市鹿野町今市916番地 農民運動鳥取県連合会 代表者 今本 潔</p>	<p><b>【政府の対応状況】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○一昨年米国ハワイで開催されたAPEC首脳会議（平成23年11月12日～13日）において、TPP交渉参加国に対し、野田前首相が交渉参加方針を表明。</li> <li>○その後交渉参加国との事前協議に着手し、交渉参加国中、6カ国から日本の交参加支持を得る。（※米国、豪州、ニュージーランドとは事前協議段階で中断中）</li> <li>○現政権は、「聖域なき関税を前提とする限り交渉参加しない」とのスタンスをとっており、交渉参加に係る今後の政治判断は不透明な状況。</li> </ul> <p>〔自公連立政権合意文書（平成24年12月25日）〕  「TPPについては、国益にかなう最善の道を求める。」</p> <p><b>【TPP交渉の状況】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○交渉参加国が9カ国となって以降、平成22年3月を皮切りに平成24年9月まで計14回の拡大交渉を実施。</li> <li>○平成24年12月に行われた第15回拡大交渉より、カナダ・メキシコが正式参加し、交渉参加国は11カ国に拡大。</li> <li>○第15回拡大交渉において、<u>2013年中の交渉妥結を目標とすることが合意された。</u></li> </ul> <p><b>【参考（県の対応状況）】</b></p> <p>①要望活動の実施</p> <p>TPP交渉参加に向けて慎重な検討を行う旨、県は国に対し、継続的に要望活動を実施。</p> <p>〔東日本大震災以降の要望経過〕</p> <table border="0"> <tr> <td>H23. 4. 20</td> <td>TPP交渉参加の当面の見送りについて、国へ緊急要望</td> </tr> <tr> <td>H23. 7. 26, H23. 10. 13</td> <td>TPP交渉参加について慎重な検討を、国へ要望</td> </tr> <tr> <td>H23. 12. 20, H24. 4. 11, H24. 7. 31, H24. 10. 24</td> <td>TPP交渉に関する情報開示等を、国へ要望</td> </tr> <tr> <td>H25. 1. 8</td> <td>TPP交渉参加に向けた判断基準の明示、国内農林水産業の競争力強化対策等を、国へ要望</td> </tr> </table> <p>②TPP参加による影響額を試算（H22.11.25 県農林水産部公表）</p> <p>・県内の農林水産物の生産額 △349億円程度  （※農林水産省の試算方法に準じて、鳥取県独自に試算）</p>	H23. 4. 20	TPP交渉参加の当面の見送りについて、国へ緊急要望	H23. 7. 26, H23. 10. 13	TPP交渉参加について慎重な検討を、国へ要望	H23. 12. 20, H24. 4. 11, H24. 7. 31, H24. 10. 24	TPP交渉に関する情報開示等を、国へ要望	H25. 1. 8	TPP交渉参加に向けた判断基準の明示、国内農林水産業の競争力強化対策等を、国へ要望
H23. 4. 20	TPP交渉参加の当面の見送りについて、国へ緊急要望										
H23. 7. 26, H23. 10. 13	TPP交渉参加について慎重な検討を、国へ要望										
H23. 12. 20, H24. 4. 11, H24. 7. 31, H24. 10. 24	TPP交渉に関する情報開示等を、国へ要望										
H25. 1. 8	TPP交渉参加に向けた判断基準の明示、国内農林水産業の競争力強化対策等を、国へ要望										

## 陳情（新規）

県民課

受理番号 (受理年月日)	所 管	件名及び提出者	現 状 と 県 の 取 組 状 況
25年-2 (H25.2.20)	未 来 づくり 推 進	<p>永住外国人住民への住民投票権付与について</p> <p>鳥取市行徳2丁目561 在日本大韓民国民団鳥取県本部 団長 金 泰鍾</p>	<p>鳥取県民参画基本条例案において、住民投票の投票資格者については、全市町村に共通的に協力を仰ぐため、現行の公職選挙法の有権者と同一としている。</p> <p>現在、県内各市町村において、外国人投票権を設定することについて共通の理解が得られている状況ないこと、公職選挙法において選挙権を有しないとされる欠格者の把握が困難であること、公職選挙と同日投票の場合においては別に投票所を設ける必要があるといった実務面の隘路があることから、現行の公職選挙法の有権者と同一の条例案としている。</p>